

この通信は高階土地区画整理事業区域内に土地をお持ちの皆様にまちづくりの進捗をお知らせするものです。

高階まちづくり方針（案）を作成しています



今年の5月、6月に実施した「新たなまちづくり手法」に関する説明会やアンケートでは、多くのご意見をいただき、ありがとうございました。

いただいたご意見を踏まえ、現在、川越市では事業区域全体のまちづくり方針となる「高階まちづくり方針（案）」を作成中です。

今回の通信では、検討中の方針の基本的な考え方をお示しします。

高階まちづくり方針（案）作成の意図

市では、都市計画決定から42年経過した土地区画整理事業区域の課題解消に向けた整備を進めるため、「新たなまちづくり手法」を提案させていただきました。現在、埼玉県と協議中ですが、新たなまちづくり手法である「地区計画（まちづくりルール）」の策定に向けて、地区全体の整備方針となる「高階まちづくり方針」を作成しています。

駅前通りなどの骨格道路の整備だけでは、区域全体のまちづくり課題は解消されません。

今後、市が提案する「高階まちづくり方針」について区域内の皆様と確認を行い、整備の進捗に合わせて地区ブロック毎に「地区計画」を策定することで、ルールに沿った個々の土地活用が可能となります。

まちづくり課題の解消に向けた「高階まちづくり方針」の作成

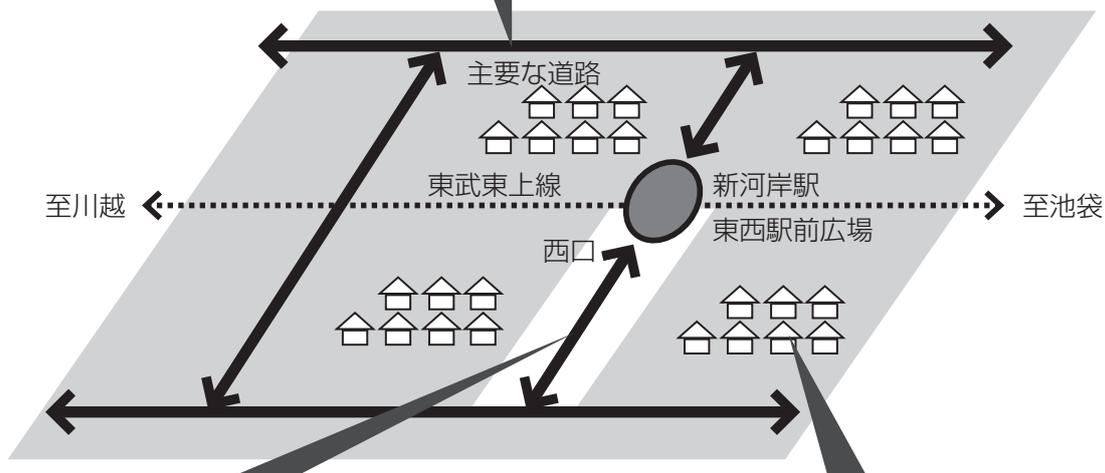
方針に基づいた「地区計画（まちづくりルール）」の策定

ルールに沿った個々の土地活用の開始

高階まちづくり方針（案）の基本的考え方

区域内のまちづくり課題を解消するために以下の項目について、方針を立てる必要があります。

- (1) 地区の骨格となり、歩行者交通にも配慮した
新河岸駅の東西駅前広場および主要な道路の整備



- (2) インフラ整備※に伴う
適正な用途地域への変更

※ (1) にあがる駅前広場と
主要な道路の整備のこと

- (3) 消防活動困難区域と
未接道敷地の解消



- (4) 交通安全のための交差点
隅切りの整備



- (5) 道路雨水排水等の整備



- (6) 住民の憩いの場となる公
園の整備



- (7) 良好な住環境の形成

- ・建物の用途の制限
- ・建物の高さの最高限度を設ける

など

今後の進め方

今後、埼玉県及び市の各行政担当部課とこの方針（案）について検討を進めた上で、皆様には、ご説明させていただきます。

また、関係する土地をお持ちの皆様には個別にご相談に伺わせていただくこともございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

スケジュール

○5月、6月 説明会、アンケート「新たなまちづくり手法」の提案

8月 相談会



通信 12月号 検討の基本的考え方、
まちづくり方針をお示しします

○川越市から「高階まちづくり方針（案）」を提案します



○事業区域内の「高階まちづくり方針」を皆様と確認し、
区域を道路整備に合わせた地区ブロック単位に分けて、
方針に基づき「地区計画」を策定します



○「地区計画」のルールに沿った個々の土地利用の開始

骨格道路の整備状況について

現在、関係する皆様のご協力のもと、優先課題である新河岸駅東西の駅前広場など、骨格道路の整備に向けて、測量作業を行っています。

発行／お問い合わせ先

川越市 都市計画部 高階土地区画整理事務所

〒350-1133 川越市大字砂 77-1

電話 049-244-5588

FAX 049-247-6448

※ 市では事業用地の取得に伴う代替地登録の受付を行なっております。